

第 2 1 回 成 田 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平 成 2 2 年 3 月 1 9 日

成 田 市 農 業 委 員 会

第 2 1 回 成 田 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成 2 2 年 3 月 1 9 日 (金)
午後 2 時から 5 時 1 0 分
2. 開催場所 成田市役所 6 階 中会議室
3. 出席委員 (2 6 名)

議長	海 保 博	1 5 番	木 下 敏
2 番	村 嶋 孝 志	1 6 番	伊 藤 勝
3 番	鈴 木 清	1 7 番	石 井 賢 二
4 番	仲 山 綾 夫	1 8 番	西 野 潤 志 郎
5 番	菅 澤 一 郎	2 0 番	岩 立 隆
6 番	龍 崎 文 雄	2 1 番	清 宮 茂 樹
7 番	宇 佐 美 薫	2 2 番	佐 久 間 勇
8 番	鵜 澤 恵 治	2 3 番	岩 澤 貞 男
9 番	根 本 喜 久 治	2 4 番	小 林 典 男
1 0 番	西 村 千 尋	2 5 番	吉 田 三 男
1 1 番	荒 居 稔	2 6 番	大 里 操
1 2 番	金 岡 二 三 克	2 8 番	岡 野 政 男
1 4 番	宍 倉 日 出 夫	2 9 番	宮 野 茂

4. 欠席委員 (3 名)

1 3 番	石 原 輝 夫	2 7 番	秋 山 哲 也
1 9 番	小 池 利 道		

5. 議事日程

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の策定について |
| 議案第2号 | 成田市農業委員会事務局処務規程の一部改正について |
| 議案第3号 | あっせんの打切りについて |
| 議案第4号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第6号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第7号 | 平成22年度第1次農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第8号 | 平成22年度農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について |
| 議案第9号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第1号 | あっせん結果について |
| 報告第2号 | 専決処分について |
| 報告第3号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 報告第4号 | 農地法の許可を要しない農地転用について |
| 報告第5号 | 農地等の現況に関する照会について |

6. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	柿 沼 廣
主 幹	芝 山 幸 一
副 主 幹	荒 井 康 夫
主 査	麻 生 恭 弘
主 査	木 内 悦 夫

1 番
(海保職務代理)

開会に先立ち、ご報告いたします。本日、会長が体調不良により欠席のため、成田市農業委員会総会規則第16条「会長の代理」の規定により、私が議長をつとめさせていただきます。

(午後2時開会)

議 長
(海保職務代理)

ただ今より第21回成田市農業委員会総会を開会いたします。
委員定数は29名で、本日の出席委員は26名、欠席委員は3名でございます。

欠席委員は、13番石原輝夫委員、19番小池利道委員、27番秋山哲也委員でございます。

議案の審議に入るに先立ちまして、平成22年2月22日第20回総会后、今総会までの農業委員会事務につきましては、お手元に配付してございます諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

(諸 般 の 報 告)

- 2月25日(木) 成田市農業センター豊住地区協議会
於 JA豊住支所
出席者 佐久間委員
- 3月 2日(火) 成田市農業センター中央地区協議会
於 農業センター
出席者 鶴澤、石原、伊藤委員
- 3月 3日(水) 成田市農業センター八生地区協議会
於 農業センター
出席者 吉田委員
- 3月 5日(金) 成田市農業センター公津地区協議会
於 JA公津支所
出席者 村嶋、仲山委員
- 3月 8日(月) 成田市農業センター久住地区協議会
於 JA久住支所
出席者 海保委員
- 3月11日(木) 運営委員会
於 市役所5階 502会議室
出席者 海保、佐久間、龍崎、宍倉、鈴木、
大里各委員 以上6名
- 3月17日(水) 第4小委員会
於 市役所5階 502会議室
出席者 鈴木、鶴澤、荒居、石原、西野、清宮

各委員 以上6名

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例でございますので、議長において議席番号14番宍倉日出夫委員、15番木下敏委員の両名を指名いたします。また、書記に麻生主査を任命いたします。

それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号	「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の策定について
議案第2号	成田市農業委員会事務局処務規程の一部改正について
議案第3号	あっせんの打切りについて
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第7号	平成22年度第1次農用地利用集積計画の決定について
議案第8号	平成22年度農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について
議案第9号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第1号	あっせん結果について
報告第2号	専決処分について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号	農地法の許可を要しない農地転用について
報告第5号	農地等の現況に関する照会について

以上、議案9件、報告5件でございます。

それでは3ページでございます。

議案第1号、「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の策定についてを提案いたします。

事務局の説明を願います。

（事務局長の挙手あり）

議長

柿沼事務局長

事務局
(柿沼局長)

それでは、3ページでございます。

議案第1号、「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の策定についてでございます。これは平成21年1月に農林水産省経営局長より「農業委員会の適正な事務実施について」の通知が発出され、毎年、目標及び活動計画を策定し、活動の点検、評価を行うものです。

4ページをお開き願います。

まず、「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」についてでございます。農業委員会の法令事務に関する点検、及び平成21年6月第12回総会議案第6号で、「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について」を承認いただきましたが、その促進事務等についての評価の案を作成いたしましたのでご承認をいただくものでございます。

最初に法令事務に関する点検でございます。

【I-1-(1)～(5)を朗読】

総会の周知につきましては市役所前掲示板での告示及びホームページに掲載しております。また、総会議事録については窓口での閲覧及びホームページに掲載しております。なお、窓口での閲覧はございませんでした。

【I-2-(1)～(4)を朗読】

(5)につきましては、この案が承認されましたら、公開し地域の農業者の皆様の意見を募集し、記載いたします。

次に促進等事務に関する評価でございます。

【II-1-(1)～(4)を朗読】

(5)については地域の皆様の意見、(6)にはそれを踏まえて決定した評価を記載いたします。

【II-2-(1)～(4)を朗読】

(5)については地域の皆様の意見、(6)にはそれを踏まえて決定した評価を記載いたします。

【II-3-(1)～(4)を朗読】

(5)については地域の皆様の意見、(6)にはそれを踏まえて決定した評価を記載いたします。

【II-4-(1)～(4)を朗読】

(5)については地域の皆様の意見、(6)にはそれを踏まえて決定した評価を記載いたします。

【II-5-(1)～(2)を朗読】

(3)については地域の皆様の意見、(4)にはそれを踏まえて決定

した評価を記載いたします。

【Ⅱ－6－（１）～（２）を朗読】

（３）については地域の皆様の意見、（４）にはそれを踏まえて決定した評価を記載いたします。

続きまして、「平成２２年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」でございます。

【１－（１）～（２）を朗読】

（３）については地域の皆様の意見、（４）にはそれを踏まえて決定した目標及び活動計画を記載いたします。

【２－（１）～（２）を朗読】

（３）については地域の皆様の意見、（４）にはそれを踏まえて決定した目標及び活動計画を記載いたします。

【３－（１）～（２）を朗読】

（３）については地域の皆様の意見、（４）にはそれを踏まえて決定した目標及び活動計画を記載いたします。

【４－（１）～（２）を朗読】

（３）については地域の皆様の意見、（４）にはそれを踏まえて決定した目標及び活動計画を記載いたします。

【５－（１）を朗読】

（２）については地域の皆様の意見、（３）にはそれを踏まえて決定した目標及び活動計画を記載いたします。

【６－（１）を朗読】

（２）については地域の皆様の意見、（３）にはそれを踏まえて決定した目標及び活動計画を記載いたします。

なお、今後の予定についてですが、この案を成田市農業委員会ホームページで公表し意見を募集いたします。また、市農業委員会事務局、下総支所、大栄支所にも閲覧資料を置き、意見を募る予定でございます。その後、意見を踏まえて評価や目標、活動計画を修正した案を、５月総会にて御承認いただき、６月末までに農林水産省に報告いたします

以上で議案第１号、「平成２１年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成２２年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の策定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

去る3月17日午後1時より502会議室におきまして、宮野委員が所用のため欠席のほか、他の委員出席のもと第4小委員会を開催いたしました。

本総会に提案される各議案につきまして、現地調査と事前審査を行いました。

では、報告に入ります。法令事務に関する点検の中の農業生産法人からの報告に関して、報告書の提出のない法人への対応についての質問がありました。報告は義務となっていることから、督促等を行い、報告を求めるとのことでした。

採決の結果異議はございませんでした。

議 長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第1号、「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の策定についてを採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第1号、「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の策定については可決されました。

次に20ページでございます。議案第2号、成田市農業委員会事務局処務規程の一部改正について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局
(柿沼局長)

それでは、20ページをお開き願います

議案第2号、成田市農業委員会事務局処務規程の一部改正についてでございます。

大変申し訳ございません。訂正がございます。23ページの(7)農地等として利用すべき土地の農業上の利用確保に関する事 の利用と確保の間に「の」を入れ、「利用の確保」と訂正をお願いいたします。また、「(15) 会議に関する事。」の会議の前に「委員会の」を入れ「委員会の会議」と訂正をお願いいたします。例規審査会を経て、昨日、市の法規担当と調整を行い、他の例規や法令と用語を合わせるために修正いたしました。議案の訂正が間に合いませんでしたのでよろしくをお願いいたします。

議案第2号、成田市農業委員会事務局処務規程の一部改正についてでございます。

農業委員会等に関する法律第6条に規定する農業委員会の所掌事務について、同条において引用する農地法等が農地法等の一部を改正する法律(平成21年12月15日施行)により改正されたことから、農業委員会事務局の事務分掌のうち、この改正により削除され、また、新たに追加された業務について見直しをするとともに、専決事項の規定を見直し、成田市農業委員会事務局処務規程の一部を改正するものでございます。今回の改正に当っては、農業委員会等に関する法律第6条に規定する農業委員会の所掌事務の第1項、法令により処理しなければならないとされている業務において引用する法律のうち農地法等において規定する主要なものと同条第2項、任意業務及び第3項に規定するもののすべてについて規定することとして所掌事務を整理しております。

なお、今回の改正に伴い、農業委員会等に関する法律が、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年11月1日施行)により改正されたことに伴う見直しや、条文中の文言の整理も併せて行うものです。

主な改正点は、農地法等の一部改正(平成21年12月15日施行)に伴う見直しでございます。削除された項目は、「農地及び未墾地等の買収及び売渡しに関する事」、「標準小作料の決定及び小作契約に関する事」、「小作地の所有状況調査に関する事」でございます。追加された項目は、「遊休農地に関する事」、「農地等に関する調査及び情報提供に関する事」でございます。

また専決事項では「許可を要しない農地等の権利取得の届出」が追加されたことから現行の「農地保有合理化促進事業による届出」と併

せ「農地等の権利取得の届出に係る事務処理に関すること」を専決事項として規定するものでございます。

次に農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年11月1日施行)に伴う見直しを行い、削除された項目は、「農地等の交換分合、農地移動適正化あっせん事業その他農地事情の改善に関すること」、「農業振興計画の樹立及び実施の推進に関すること」、「農業経営の合理化及び農民生活の改善に関すること」でございます。追加された項目といたしましては「農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関すること」、「農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関すること」、「法人化その他農業経営の合理化に関すること」でございます。

その他文言等の整理を行うものでございます。

22ページでございます。処務規程の一部改正案で、下線部分が今回改正された部分でございます。また、本庁の事務分掌が改正されましたのでそれに合わせた形で支所の事務分掌も整理いたしました。

次に24ページをご覧ください。事務局長専決事項でございます。「農地等の権利取得の届出に係る事務処理に関すること」、「農地基本台帳による証明に関すること」を加えさせていただきました。これは法改正により、相続、時効取得等により、農地法の許可を得ることなく農地を取得した場合に農業委員会に届出が必要となったことによります。

以上で議案第2号、成田市農業委員会事務局処理規定の一部改正についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問をお受けいたします。

(5番 菅澤委員の挙手あり)

議 長

菅澤委員

5番
(菅澤委員)

22ページの下総支所の所管区域で平川というのはどこですか。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局
(木内主査)

小浮の利根川寄りになります。住んでいる人がいないのであまり認識されていませんが大字として存在します。

議 長

他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第2号、成田市農業委員会事務局処務規程の一部改正についてを採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第2号、成田市農業委員会事務局処務規程の一部改正については可決されました。

次に順番が前後しますが、議案第3号あっせんの打切りについては、報告第1号あっせん結果についてに関連した議案でございますので、先に77ページ、報告第1号、あっせん結果についてをお願いいたします。あっせん委員よりご報告をお願いいたします。

(17番 石井委員の挙手あり)

議 長

石井委員

17番
(石井委員)

あっせん結果について報告いたします。

申出人は北羽鳥■■番地、■■さんです。申出土地は北羽鳥字北部の田4筆、南部字小山の田3筆、計7筆、5,487㎡でございます。

5名の相手方候補者があげられました。

1番の候補者については、農地を購入したばかりなので購入の意思は無いとのことでした。

2番の候補者については、農地が借りられる為、購入の意思は無いとのことでした。

3番、5番の候補者については、農地購入の意思は無いとのことでした。

4番の候補者については、農業をいつまで続けられるかわからないため、農地購入の意思は無いとのことでした。

なお、申出人に経過を説明し相談したところ、■■さんは事情を理解し、あっせんの打切りを了解されました。以上でございます。

議 長

ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

あっせん不成立の理由は価格が高いためかとの質問がありました。いずれも価格以外の理由によるとのことでした。異議はございませんでした。

議 長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

議 長

質問等無いようですので、報告第1号、あっせん結果については終了させていただきます。

次の議案第3号につきましては、農業委員会等に関する法律第24条議事参与の制限の規定により、佐久間勇委員は議事に参与できませんので暫時退席願います。

(22番 佐久間勇委員 退席)

議 長

25ページでございます。議案第3号、あっせんの打切りについてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

それでは25ページをお開き願います。

議案第3号、あっせんの打ち切りについてでございます。

成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第14条の規定によるあっせんの打ち切りについてでございます。1番、北羽鳥の■■さんよりあっせんの申出があり、第17回総会においてあっせんの実施及びあっせん委員の指名、第18回総会において相手方候補者6名の選定、第20回総会においてあっせんの継続及び相手方候補者5名の選定が承認され、相手方候補者合計11人に対しましてあっせんを行っていただきましたが、あっせん委員より同基準第13条第2項第1号のそのあっせんが成立する見込みがないと認めた時に該当すると認められ、あっせんてんまつ書によりあっせん不成立の報告がございました。また、申出人もこれ以上の継続は望んではおりませんので、あっせん基準第14条の規定によりあっせんの打ち切りをするものがございます。以上で議案第3号、あっせんの打ち切りについての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長

(3番 鈴木委員)

質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、あっせんの打ち切りについてを採決いたします。あっせんの打ち切りについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって、議案第3号、あっせんの打切りについては可決されました。

(22番 佐久間勇委員 着席)

議 長

続きまして26ページでございます。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

それでは、26ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第3条許可申請についてでございます。

①売買でございます。1件の申請がございました。

1番、譲受人、幡谷の■■さんが、譲渡人富里市の■■さんが所有する幡谷の畑1筆、769㎡について、自宅から近い農地を取得し、農業経営の規模拡大をしたいという申請でございます。譲渡人の事由は、市外に移転したため農地を処分し、農業経営の規模を縮小するものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

次に27ページでございます

②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、譲受人、柴田の■■さんが、譲渡人、柴田の■■さんが所有する柴田の田3筆、合計面積1,576㎡について、親族より贈与を受け、農業経営の規模拡大をしたいという申請でございます。譲渡人の事由は、高齢であり後継者もいないため、親族に贈与するものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

28ページをお開き願います

③使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、借受人、土室の■■さんが、貸付人、土室の■■さんが所有する土室の田1筆、986㎡について、父の農地に使用貸借権を設定するものでございます。貸付人は、経営移譲年金受給中のため、

返還された農地に、子と使用貸借権の設定をするものでございます。

以上で議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

①売買については、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より許可要件に沿った説明をお願いします。

(荒井副主幹の挙手あり)

議 長

荒井副主幹

事務局
(荒井副主幹)

①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類から、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に該当せず、許可要件であります、「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」、また「経営面積の合計が50a以上であること」、それから「農作業に常時従事すること」の各要件を満たしております。また、申請地の写真を用意いたしましたので、ご確認ください。1ページ目が、売買の1番、幡谷897-4の畑です。作物はありませんでしたが、良好に管理されておりました。近くに住んでいる譲受人が、農業経営の規模拡大のため取得したいという申請ですので、「周辺の農地利用への悪影響はない」と思われます。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第4号、農地法第3条の規

定による許可申請について①売買を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についての①売買は可決されました。

次に、27ページ、②贈与について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より許可要件に沿った説明をお願いします。

(荒井副主幹の挙手あり)

議 長

荒井副主幹

事務局
(荒井副主幹)

②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類から、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に該当せず、許可要件であります、「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」、また「経営面積の合計が50a以上であること」、それから「農作業に常時従事すること」の各要件を満たしております。また、申請地の写真を用意いたしましたので、ご確認ください。2ページです。周辺の水田と同様に、良好に管理されておりました。親族間の贈与であり、譲受人が、農業経営の規模拡大を図るという申請ですので、「周辺の農地利用への悪影響はない」と思われます。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について②贈与を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について②贈与は可決されました。

次に、28ページ、③使用貸借権の設定について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より許可要件に沿った説明をお願いします。

(荒井副主幹の挙手あり)

議 長

荒井副主幹

事務局
(荒井副主幹)

③使用貸借権の設定 の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類から、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に該当せず、許可要件であります、「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」、また「経営面積の合計が50a以上であること」、それから「農作業に常時従事すること」の各要件を満たしております。また、申請地の写真を用意いたしましたので、ご確認ください。3ページです。周辺の水田と同様に、良好に管理されておりました。この申請は、同じ世帯内の、親子の使用貸借ですので、「周辺の農地利用への悪影響はない」と思われます。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について③使用貸借権の設定を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について③使用貸借権の設定は可決されました。

以上で議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終わらせていただきます。

次に29ページでございます。

議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請についてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

29ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。

2件の申請がありました。1番、申請人、高倉の■■さんが所有する高倉の畑1筆、931㎡について、成田国際空港の航空機騒音による移転に伴い、申請地を農作業場及び農業用倉庫用地に転用したいという申請でございます。申請地は、農振農用地区域内であり、平成21年11月25日付けで農業用施設用地として用途変更されております。また、成田用水土地改良区の受益地であり、農地法第4条の許可申請についてやむを得ない旨の意見書が添付されております。30ページに公図の写しがございます。また、お手元にお配りさせていただきました参考資料の1ページ案内図、議案第5号4条の1をご覧頂きたいと存じます。申請地は、県道成田滑川線を神崎町方面に向かい水掛橋の約550m先を右折し、市道四谷名古屋線を直進し、JR高倉踏切を渡り、高倉入り口を右折し、市道高倉村中線を500m直進したところを左折し、約100m進んだ右側の畑が申請地でございます。参考資料の案内図に丸に+で表示してございます。

31ページをお開き願います。

2番 申請人、小浮の■■さんが所有する小浮の畑2筆、合計1、

256㎡のうち419.99㎡について、申請地を農作業場及び農業用倉庫用地に転用したいという申請でございます。申請人は、認定農業者として、主として水稲単作経営を行っておりますが、転作物として大豆、根菜類の作付けに取り組むことになり、新たに農作業場及び農業用倉庫が必要となりましたので、自宅より至近距離である申請地に建築したいというものです。32ページに公図の写しがございます。また、参考資料の2ページ案内図議案第5号4条の2をご覧くださいと存じます。申請地は、県道成田滑川線から県道成田下総線を神崎町に向かい成田市立高岡保育園前十字路を左折し、市道小浮大和田線を1.1km直進し十字路を右折し、市道小浮島2号線に入り約50m先左側の畑が申請地でございます。

以上で議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より1番について、現地調査の結果ならびに小委員会報告をお願いします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

申請地は、航空機騒音による移転対象地区近くの畑の中にあります。角地の畑で、耕作されており、近くにも農作業場及び農業用倉庫がありました。

事前審査では、住まいはどこへ移転するのかとの質問がありました。この申請は農作業場及び農業用倉庫のみの移転であり、住居の移転先については確認していないとのことでした。

採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局

農地の区分は、農用地区域内の農地です。転用目的は、農作業場及

(木内主査)

び農業用倉庫用地で、今回の申請地は、農業用施設用地として農振の軽微変更済であるため、例外的に許可できる場合に該当します。資力及び信用については、預金残高証明書が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。土地改良事業については、申請地は成田用水土地改良区の受益地内ですが、受益地からの除外及び転用についてやむを得ないものと認めるという意見書が添付されています。申請の用途に供することの確実性については、5月1日着手、来年の4月30日完了の予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。建物面積は405.97㎡でございます。周辺の農地等に係る営農条件への支障については、土砂流出防止のため擁壁を設置する計画で、特に支障ないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。また、先程移転先について小委員会で質問があった旨のご報告がございました。まだ決定ではないとのことですが、第1候補として、現在、青山地区に移転先を探しているとのこと。また、倉庫でございますが、新規に建てるものではなく、現在あるものを移築するとのこと。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、次に、31ページ、2番について、小委員長より現地調査の結果ならびに小委員会報告をお願いします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

申請地は、集落の中にある市道沿いの畑です。管理はされていますが耕作はされておらず、水路をはさんだ隣接地には、ライスセンターがありました。

また、事前審査では、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお

願います。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局
(木内主査)

農地の区分は、集落内の小規模農地のため、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、農作業場及び農業用倉庫用地で、申請地以外には適当な土地がないという申請でございます。資力及び信用については、農業近代化資金の借入申込に対して、農協の融資証明書が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおりません。申請の用途に供することの確実性については、5月1日着手、8月20日完了の予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。作業場と倉庫は別棟で、建物面積は127.13㎡です。周辺の農地等に係る営農条件への支障については、耕作されていない自己所有地の一部転用で、隣接地も耕作されていないため、特に支障ないと思われまます。その他の検討事項については該当ありません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請についての1番及び2番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請については可決されました。

以上で議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請についての審議を終わらせていただきます。

次に33ページでございます。

議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

それでは33ページでございます。

議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

①売買でございます。1件の申請がございました。

1番、譲受人、富里市の■■さんが、譲渡人、津富浦の■■さんが所有する津富浦の畑1筆、584㎡を売買により自社の隣地を譲り受け、専用住宅及び倉庫用地に転用したいという申請でございます。譲受人は現在富里市に住んでいますが、経営する会社が申請地のすぐ隣にある為、専用住宅を建築し、また会社に倉庫がないため申請地の一部に倉庫を建てて会社に賃貸するものでございます。34ページに公図の写しがございます。また、参考資料の3ページ案内図、議案第6号5条①売買の1をご覧頂きたいと存じます。申請地は、国道51号を香取市方面に向かいまして、JAかとり大栄産直センター前の信号を左折し、市道津富浦成井線に入り70mほど直進した左側高台の奥の畑が申請地でございます。

それでは、35ページをお開き願います。

②使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番 借受人、福岡市の■■さんが貸付人、本城の■■さんが所有する本城の畑1筆、495㎡を義理の父から借り受けて、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。借受人は現在福岡市で借家住まいであり、成田への転勤が決まったため、申請地を借り受けて専用住宅用地に転用したいとするものです。36ページに公図の写しがございます。また、参考資料の4ページ案内図、議案第6号5条②使用貸借権の設定の1をご覧頂きたいと存じます。申請地は、県道成田松尾線の三里塚十字路を右折し、県道八日市場佐倉線を350mほど直進し、三里塚消防署手前の信号を左折し、県道八街三里塚線を1.2kmほど直進した先、本城小学校入り口を右折し、市道本城上本城1号線に入り200m程先を左折し、さらに市道本城上本城2号線を100m程行った先の本城小学校の裏側の畑、参考資料の案内図に丸に+で表示してあるところが申請地でございます。

続きまして37ページでございます。

③賃借権の設定、許可後の計画変更承認でございます。1番から3番までは、成田高速鉄道アクセス線松崎トンネル工事及び北千葉道路の工期の変更及び追加工事により、平成22年12月31日まで一時

転用期間を延長したいという申請で、関連しておりますので一括説明させていただきます。

1番、賃借人、東京都港区の株式会社間組関東土木支店、常務執行役員支店長、肥後満朗さんが、賃貸人、松崎の■■さんが所有する松崎の田2筆、合計面積79㎡を借り受けまして、工事中道路用地として、平成22年12月31日まで、一時転用期間を延長したいという申請でございます。

2番、同じく同社が、賃貸人、松崎の■■さんが所有する松崎の田1筆、304㎡を借り受けて、工事中道路及び現場事務所用地として平成22年12月31日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

38ページをお開き願います

3番、同じく同社が、賃貸人、東京都江戸川区の■■さんが所有する松崎の田6筆、合計面積1,886㎡を借り受けて、工事中道路及び現場事務所用地として平成22年12月31日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

39ページに公図の写しがございます。また、参考資料の5ページ案内図、議案第6号5条③賃貸借の設定の1～3をご覧頂きたいと存じます。申請地の1、2、3番は隣接しており、市道玉造八代線を下り、善勝院下の十字路を右折し、市道角川八代線より市道松崎八代線に入りJR成田線の手前約400mの右側が申請地でございます。参考資料の案内図に丸に+で表示してございます。

次に、40ページをお開き願います。

4番から5番までは、成田高速鉄道アクセス線松崎トンネル工事及び北千葉道路の工期の変更及び追加工事により、平成23年3月30日まで一時転用期間を延長したいという申請で、関連しておりますので一括説明させていただきます。

4番、同じく東京都港区の株式会社間組関東土木支店、常務執行役員支店長、肥後満朗さんが、賃貸人、公津の杜2丁目の■■さんが所有する松崎の畑3筆、合計面積864㎡を借り受けて、資材置場用地として平成23年3月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

5番、同じく同社が、賃貸人、松崎の■■さんが所有する松崎の畑1筆、257㎡を借り受けて、資材置場用地とし平成23年3月30日まで、一時転用期間を延長したいという申請でございます。

41ページに公図の写しがございます。また、参考資料の5ページ案内図、議案第6号5条③賃貸借の設定の4・5をご覧頂きたいと存じます。申請地の4番、5番は、成田ニュータウン外周道路から市道

松崎玉造線に入り、約400m先の「やまでん」という飲食店の入り口を右折し、約100m先の左側が申請地でございます。

以上で議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より①売買の1番について、現地調査の結果ならびに小委員会報告をお願いします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

申請地は、津富浦小学校と大栄消防署近くの住宅が多い地域であります。駐車場脇の細長い畑で、耕作はされていませんでした。また、事前審査では、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局
(木内主査)

①売買の1番です。農地の区分は、都市計画法による第1種住居地域内農地のため、第3種農地です。転用目的は、専用住宅及び倉庫用地で、第3種農地は、一般基準で許可できない場合を除き原則として許可することとなっています。資力及び信用については、住宅ローン借入承認書が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはありません。申請の用途に供することの確実性については、5月1日着手、11月30日完了の予定です。計画面積の妥当性については、住宅部分の土地面積は481.29㎡で、建築面積は住宅と倉庫で146.34㎡ですので、建築面積の22分の100以内、かつ500㎡以内であり、妥当な計画面積です。倉庫の面積要件はありません。周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲はブロックフェンスを設置し、土砂流出防止のため土留め柵板を設置する計画で、特に支障ないと思われれます。その他の検討事項については該当ありません。

以上です。

議 長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

議 長 その他ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についての①売買について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について ①売買は可決されました。

次に、35ページ ②使用貸借権の設定の1番について小委員長より現地調査の結果ならびに小委員会報告をお願いします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長 鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員) 申請地は、本城小学校の隣で、市街化が進む地域にあります。市道沿いの角にある畑で、一部は耕作されていきました。また、事前審査では、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長 木内主査

事務局
(木内主査) ②使用貸借権の設定の1番でございます。農地の区分については、市街地化が見込まれる区域内にある農地のため、第2種農地と判断されます。転用目的については、専用住宅用地で、義理の父親の住まい

の隣接地である申請地以外には適当な土地がないという申請です。資力及び信用は、住宅ローンの融資が可能という審査結果連絡票が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはありません。申請の用途に供することの確実性については、5月1日着手、10月1日完了の予定です。計画面積の妥当性については、建築面積は住宅と車庫で108.93㎡、転用面積は495㎡ですので、建築面積の22分の100以内、かつ500㎡以内であり、妥当な計画面積です。周辺の農地等に係る営農条件への支障については、隣接地は父親所有の農地で、出入りがあるため現状のまま芝生をはって土砂の流出を防止する計画で、特に支障ないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

議 長

その他ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についての②使用貸借権の設定について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について②使用貸借権の設定は可決されました。

次に、37ページ、③貸借権の設定の1番から3番については関連しておりますので、小委員長よりの現地調査の結果ならびに小委員会報告については一括してお願いします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

③貸借権の設定の1番から3番についてです。申請地は、工事中の成田高速鉄道アクセス線沿の細長い農地です。許可済地ですので、工

専用道路の部分は鉄板が敷かれており、現場事務所も置かれていました。また、事前審査では、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明ですが、これも1番から3番については関連しておりますので一括してお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局

(木内主査)

この3件については、同一事業で一体的な土地利用の一時転用ですので、まとめてご説明します。農地の区分については、3番の最後、松崎2648番3のみが第1種農地で、外は全て農用地区域内の農地です。最初に、一時転用期間延長の審査基準への適合状況ですが、「事業計画の遅延が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること」、「事業計画に従って実施されることが確実であること」、「周辺農業等に及ぼす影響が延長前に比べて増加しないこと」、という要件をすべて満たしていると思われま

す。次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、期間延長に伴う事業費の増加はわずかで、信用性においても問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、現在、申請の用途である工専用道路及び現場事務用地として使用中です。計画面積の妥当性については、計画面積の変更はなく、妥当な転用面積と思われま

す。周辺の農地等に係る営農条件への支障については、耕作中の隣接農地は無い

ため、問題はありません。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。1筆を除き農振農用地ですが、当初の許可から3年以内の一時的な利用でその必要性も認められるため、例外的に許可できる場合に該当します。その他の検討事項については、該当ありません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

議 長

その他ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、次に、40ページ、③賃借権の設定の4番、5番については関連しておりますので、委員長よりの現地調査の結果ならびに小委員会報告については一括してお願いします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

申請地は、工事中の成田高速鉄道アクセス線脇の農地です。許可済地ですので、碎石が敷かれており、資材や車などが置かれていました。また、事前審査では、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてですが、これも4番から5番については関連しておりますので一括してお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局
(木内主査)

この2件についても、同一事業で一体的な土地利用の一時転用ですので、まとめてご説明します。農地の区分については、集落内の小規模農地のため、第2種農地と判断しました。最初に、一時転用期間延長の審査基準への適合状況ですが、事業計画の遅延が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること、事業計画に従って実施されることが確実であること、周辺農業等に及ぼす影響が、延長前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われまます。次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、期間延長に伴う事業費の増加はわずかで、信用性においても問題となる点は認められません。申請の用途に遅滞なく供することの確実性については、現在、申請の用途である資材置場用地として使用中です。計画面積の妥当性については、計画面積の変更はなく、妥当な転用面積と思われまます。周辺の農地等に係る営農条件への支障については、耕作中の隣接農地は無いため、問題

はありません。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

議 長

その他ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について③賃借権の設定の1番から5番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について③賃借権の設定、1番から5番は可決されました。

以上で議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についての審議を終わらせていただきます。

審議時間が長くなって参りましたので、ただいまより3時50分まで休憩といたします。

【 休 憩 】

事務局

(柿沼局長)

審議の前に、皆様のお手元に利用権設定面積の推移を配付してございます。水田と畑それぞれの平成18年9月から22年3月の設定面積の推移でございます。2月開催の第3小委員会で毎月の計画だけでは推移が分からないとのご指摘がございましたので配付させていただきます。

議 長

総会を再開いたします。議案第7号に入りますが、農業委員会等に関する法律第24条議事参与の制限の規定により、鶴澤恵治委員、荒居稔委員、清宮茂樹委員、吉田三男委員は議事に参与できませんので暫時退席願います。

(8番 鶴澤恵治委員、11番 荒居稔委員、21番 清宮茂樹委員、
25番 吉田三男委員 退席)

議 長

それでは42ページでございます。

議案第7号、平成22年度第1次農用地利用集積計画の決定についてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

42ページをお開き願います。

議案第7号、平成22年度第1次農用地利用集積計画の決定についてでございます。

43ページをお願いいたします。成田市長より、平成22年3月16日付けで農業経営基盤強化促進法第18条の規定により平成22年度第1次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので、提出するものでございます。

44ページ総括表をご覧ください。1-1利用権設定でございます。合計契約面積は459,136.78㎡、田302筆、54件、358,746.78㎡、畑37筆、23件、100,390㎡でございます。そのうち、新規設定につきましては、契約面積142,016㎡、田104筆、16件、122,851㎡、畑10筆、6件、19,165㎡でございます。また、再設定につきましては、契約面積317,120.78㎡、田198筆、38件、235,895.78㎡、畑27筆、17件、81,225㎡でございます。次に45ページをご覧ください。1-2利用権設定の転貸でございます。合計契約面積は294,169.78㎡、田213筆、35件、248,545.78㎡、畑11筆、9件、45,624㎡でございます。そのうち、新規設定につきましては、契約面積47,307㎡、田40筆、5件、47,307㎡でございます。また、再設定につきましては、契約面積246,862.78㎡、田173筆、30件、201,238.78㎡、畑11筆、9件、45,624㎡でございます。

46ページの一覧表をご覧ください。1-1利用権設定でございます。契約期間6年7カ月でございます。SC-1番、下福田の田5筆、5,038㎡について、利用権の設定をする者は上福田の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。使用貸借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間9年2カ月でございます。SC-2

番、小泉の畑1筆、2, 000㎡について、利用権の設定をする者は公津の杜1丁目の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。使用貸借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間6年でございます。SC-3番、荒海の田1筆、291㎡について、利用権の設定をする者は佐倉市の■■■さんで、設定を受ける者は荒海の■■■さんです。使用貸借権の設定で、新規設定でございます。SC-4番、荒海の田1筆、1, 109㎡について、利用権の設定をする者は東京都板橋区の■■■さん(持分2分の1)と千葉市中央区の■■■さん(持分2分の1)で、設定を受ける者は荒海の■■■さんです。使用貸借権の設定で、新規設定でございます。SC-5番、横山の畑1筆、365㎡について、利用権の設定をする者は伊能の■■■さんで、設定を受ける者は横山の■■■さんです。使用貸借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間10年でございます。SD-1番、下福田の田1筆、1, 749㎡について、利用権の設定をする者は下福田の■■■さんで、設定を受ける者は下福田の■■■さんです。使用貸借権の設定で、新規設定でございます。次に契約期間2年でございます。A-2番、東ノ台の畑2筆、7, 792㎡について、利用権の設定をする者は東ノ台の■■■さんで、設定を受ける者は香取市の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間3年でございます。B-1番、松崎の田10筆、大竹の田1筆、下福田の田1筆、計12筆、20, 755㎡について、利用権の設定をする者は松崎の■■■さん(持分2分の1)と■■■さん(持分2分の1)で、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、一部、新規設定、一部、再設定でございます。B-2番、飯岡の田9筆、7, 920㎡について、利用権の設定をする者は荒海の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。B-3番、南三里塚の畑1筆、3, 000㎡について、利用権の設定をする者は南三里塚の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間5年8ヶ月でございます。B-4番、赤荻の田2筆、2, 448㎡について、利用権の設定をする者は赤荻の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして48ページでございます。契約期間3年でございます。B-5番、倉水の田15筆、15, 182.56㎡について、利用権の設定をする者は倉水の■■■さんで、設定を受ける者はかとり農業協同組合です。賃借権の設定で、再設定でございます。B-6番、松子の畑1筆、960㎡について、利用権の設定をする者は津富浦の■■■さんで、設定を受ける者は千葉県水産振興公社です。賃借権の設定で、再設定

でございます。B-7番、宝田の田4筆、9,000㎡について、利用権の設定をする者は宝田の■■さんで、設定を受ける者は印旛郡栄町の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。B-8番、大竹の田2筆、1,101㎡について、利用権の設定をする者は大竹の■■さんで、設定を受ける者は大竹の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。B-9番、西大須賀の田1筆、3,000㎡について、利用権の設定をする者は滑川の■■さんで、設定を受ける者は西大須賀の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。B-10番、多良貝の畑1筆、1,425㎡について、利用権の設定をする者は多良貝の■■さんで、設定を受ける者は多良貝の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。B-11番、水の上の畑3筆、3,953㎡について、利用権の設定をする者は水の上の■■さんで、設定を受ける者は水の上の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。B-12番、多良貝の畑1筆、1,208㎡について、利用権の設定をする者は川上の■■さんで、設定を受ける者は多良貝の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。B-13番、多良貝の畑1筆、1,477㎡について、利用権の設定をする者は東金山の■■さんで、設定を受ける者は多良貝の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。B-14番、前林の畑1筆、2,000㎡について、利用権の設定をする者は前林の■■さんで、設定を受ける者は前林の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。B-15番、大栄十余三の畑2筆、9,919㎡について、利用権の設定をする者は土室の■■さんで、設定を受ける者は多良貝の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。次に契約期間6年でございます。C-1番、大竹の田5筆、3,591㎡について、利用権の設定をする者は大竹の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして50ページでございます。C-2番、長沼の田1筆、2,793㎡について、利用権の設定をする者は宝田の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、新規設定でございます。C-3番、宝田の田6筆、15,814㎡について、利用権の設定をする者は宝田の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。C-4番、吉倉の田1筆、1,714㎡について、利用権の設定をする者は吉倉の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。C-5番、山之作の田2筆、1,348㎡について、利用権の設定をする者は土屋の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定

で、再設定でございます。C-6番、松崎の田4筆、大竹の田1筆、計5筆、5,518㎡について、利用権の設定をする者は松崎の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。C-7番、下金山の田5筆、押畑の田1筆、計6筆、6,683㎡について、利用権の設定をする者は下金山の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、一部再設定、一部新規設定でございます。C-8番、下金山の田6筆、7,568㎡について、利用権の設定をする者は下金山の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間6年1カ月でございます。C-9番、山之作の田2筆、2,726㎡について、利用権の設定をする者は東金山の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間6年8カ月でございます。C-10番、磯部の田5筆、6,982㎡について、利用権の設定をする者は磯部の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。C-11番、下方の田12筆、6,950㎡について、利用権の設定をする者は下方の■■■さん(持分2分の1)、■■■さん(持分2分の1)で、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして52ページでございます。契約期間9年2カ月でございます。C-12番、江弁須の田6筆、4,867㎡について、利用権の設定をする者は江弁須の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間6年でございます。C-13番、大和田の田1筆、2,720㎡について、利用権の設定をする者は大和田の■■■さんで、設定を受ける者はかとり農業協同組合です。賃借権の設定で、新規設定でございます。C-14番、稻荷山の畑1筆、3,440㎡について、利用権の設定をする者は香取市の■■■さんで、設定を受ける者は千葉県水産振興公社です。賃借権の設定で、再設定でございます。C-15番、伊能の畑1筆、横山の畑1筆、計2筆、5,783㎡について、利用権の設定をする者は横山の■■■さんで、設定を受ける者は千葉県水産振興公社です。賃借権の設定で、再設定でございます。C-16番、多良貝の畑1筆、4,568㎡について、利用権の設定をする者は多良貝の■■■さん(持分2分の1)、■■■さん(持分2分の1)で、設定を受ける者は千葉県水産振興公社です。賃借権の設定で、再設定でございます。C-17番、前林の畑1筆、9,865㎡について、利用権の設定をする者は前林の■■■さん(持分2分の1)、■■■さん(持分2分の1)で、設定を受ける者は千葉県水産振興公社です。賃借権の設定で、再

設定でございます。C-18番、西大須賀の田2筆、磯部の田1筆、計3筆、8,069㎡について、利用権の設定をする者は西大須賀の■■■さんで、設定を受ける者は西大須賀の■■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。C-19番、台方の田1筆、1,283㎡について、利用権の設定をする者は台方の■■■さんで、設定を受ける者は台方の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。C-20番、下方の田3筆、2,137㎡について、利用権の設定をする者は台方の■■■さんで、設定を受ける者は台方の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間10年でございます。D-1番、大竹の田6筆、4,539.22㎡について、利用権の設定をする者は大竹の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-2番、山之作の田2筆、3,452㎡について、利用権の設定をする者は山之作の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-3番、山之作の田1筆、2,306㎡について、利用権の設定をする者は山之作の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-4番、吉倉の田1筆、東和田の田2筆、計3筆、6,033㎡について、利用権の設定をする者は吉倉の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして54ページでございます。D-5番、宝田の田8筆、14,285㎡について、利用権の設定をする者は宝田の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-6番、松崎の田6筆、6,054㎡について、利用権の設定をする者は松崎の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-7番、松崎の田3筆、1,698㎡について、利用権の設定をする者は松崎の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-8番、船形の田10筆、6,777㎡について、利用権の設定をする者は東金山の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-9番、幡谷の田2筆、水掛の田3筆、計5筆、11,415㎡について、利用権の設定をする者は水掛の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-10番、宝田の田10筆、10,210㎡について、利用権の設定をする者は宝田の■■■さん(持分6分の4)、東京都墨田区の■■■さん(持分6分の1)、市原市の■■■さん(持分6分の1)で、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定

でございます。D-11番、畑ヶ田の田7筆、15,452㎡について、利用権の設定をする者は畑ヶ田の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、新規設定でございます。続きまして56ページでございます。D-12番、高倉の田27筆、22,605㎡について、利用権の設定をする者は高倉の■■さんで、設定を受ける者はかとり農業協同組合です。賃借権の設定で、新規設定でございます。D-13番、西大須賀の田2筆、2,214㎡について、利用権の設定をする者は高岡の■■さんで、設定を受ける者はかとり農業協同組合です。賃借権の設定で、再設定でございます。D-14番、西大須賀の田11筆、四谷の田1筆、計12筆、11,786㎡について、利用権の設定をする者は流山市の■■さんで、設定を受ける者はかとり農業協同組合です。賃借権の設定で、再設定でございます。D-15番、西大須賀の田2筆、1,880㎡について、利用権の設定をする者は西大須賀の■■さんで、設定を受ける者はかとり農業協同組合です。賃借権の設定で、新規設定でございます。D-16番、西大須賀の田6筆、6,145㎡について、利用権の設定をする者は西大須賀の■■さんで、設定を受ける者はかとり農業協同組合です。賃借権の設定で、再設定でございます。D-17番、西大須賀の田1筆、四谷の田1筆、計2筆、1,077㎡について、利用権の設定をする者は千葉市花見川区の■■さんで、設定を受ける者はかとり農業協同組合です。賃借権の設定で、再設定でございます。D-18番、官林の畑1筆、13,987㎡について、利用権の設定をする者は香取市の■■さんで、設定を受ける者は千葉県水産振興公社です。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして58ページでございます。D-19番、久井崎の畑2筆、2,021㎡について、利用権の設定をする者は久井崎の■■さんで、設定を受ける者は千葉県水産振興公社です。賃借権の設定で、再設定でございます。D-20番、江弁須の田6筆、5,178㎡について、利用権の設定をする者は江弁須の■■さんで、設定を受ける者は印旛郡酒々井町の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-21番、名古屋の畑1筆、11,657㎡について、利用権の設定をする者は名古屋の■■さんで、設定を受ける者は久井崎の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-22番、高の田1筆、829㎡について、利用権の設定をする者は大和田の■■さんで、設定を受ける者は野馬込の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。D-23番、伊能の田11筆、横山の田1筆、計12筆、9,295㎡について、利用権の設定をする者は南敷の■■さんで、設定を受ける者は伊能の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。

続きまして1-2利用権の設定(転貸)でございます。農地保有合理化法人であります、千葉県水産振興公社、かとり農業協同組合及び成田市農業センターが借り受けた農地を貸付するものでございます。59ページをお開き願います。契約期間6年7カ月でございます。SCX-1番、下福田の田5筆、5,038㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は下福田の■■さんです。使用貸借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間9年2カ月でございます。SCX-2番、小泉の畑1筆、2,000㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は小泉の■■さんです。使用貸借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間3年でございます。BX-1番、松崎の田10筆、大竹の田1筆、下福田の田1筆、計12筆、20,755㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は松崎の■■さんです。賃借権の設定で、一部、新規設定、一部、再設定でございます。BX-2番、飯岡の田9筆、7,920㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は飯岡の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして60ページでございます。BX-3番、南三里塚の畑1筆、3,000㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は南三里塚の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間5年8ヶ月でございます。BX-4番、赤荻の田2筆、2,448㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は赤荻の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間3年でございます。BX-5番、倉水の田15筆、15,182.56㎡について、利用権の設定をする者はかとり農業協同組合で、設定を受ける者は倉水の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。BX-6番、松子の畑1筆、960㎡について、利用権の設定をする者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は伊能の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間6年でございます。CX-1番、大竹の田5筆、3,591㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は松崎の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。CX-2番、長沼の田1筆、2,793㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は宝田の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。CX-3番、宝田の田6筆、15,814㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は宝田の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。CX-4番、吉

倉の田1筆、1, 714㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は畑ヶ田の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。CX-5番、山之作の田2筆、1, 348㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は馬場の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして62ページでございます。CX-6番、松崎の田4筆、大竹の田1筆、計5筆、5, 518㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は松崎の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。CX-7番、下金山の田5筆、押畑の田1筆、計6筆、6, 683㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は下金山の■■さんです。賃借権の設定で、一部、新規設定、一部、再設定でございます。CX-8番、下金山の田6筆、7, 568㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は下金山の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間6年1カ月でございます。CX-9番、山之作の田2筆、2, 726㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は馬場の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間6年8ヶ月でございます。CX-10番、磯部の田5筆、6, 982㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は磯部の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。CX-11番、下方の田12筆、6, 950㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は下方の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間9年2カ月でございます。CX-12番、江弁須の田6筆、4, 867㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は台方の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間6年でございます。CX-13番、大和田の田1筆、2, 720㎡について、利用権の設定をする者はかとり農業協同組合で、設定を受ける者は大和田の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。CX-14番、稲荷山の畑1筆、3, 440㎡について、利用権の設定をする者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は桜田の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。CX-15番、伊能の畑1筆、横山の畑1筆、計2筆、5, 783㎡について、利用権の設定をする者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は伊能の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして64ページでございます。CX-16番、多良貝の畑1筆、4, 568㎡について、利用権の設定をする者は千

千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は多良貝の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。CX-17番、前林の畑1筆、9,865㎡について、利用権の設定をする者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は前林の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に契約期間10年でございます。DX-1番、大竹の田6筆、4,539.22㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は大竹の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。DX-2番、山之作の田2筆、3,452㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は馬場の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。DX-3番、山之作の田1筆、2,306㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は馬場の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。DX-4番、吉倉の田1筆、東和田の田2筆、計3筆、6,033㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は馬場の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。DX-5番、宝田の田8筆、14,285㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は松崎の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。DX-6番、松崎の田6筆、6,054㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は松崎の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。DX-7番、松崎の田3筆、1,698㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は松崎の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。DX-8番、船形の田10筆、6,777㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は船形の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして66ページでございます。DX-9番、幡谷の田2筆、水掛の田3筆、計5筆、11,415㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は水掛の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。DX-10番、宝田の田10筆、10,210㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は宝田の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。DX-11番、畑ヶ田の田7筆、15,452㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は馬場の■■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。DX-12番、高倉の田27筆、22,605㎡について、利用権の設定をする者はかとり農業協同組合で、設定を受ける者は小浮の■■■さんです。賃借権の設定で、新規

設定でございます。DX-13番、西大須賀の田2筆、2, 214㎡について、利用権の設定をする者はかとり農業協同組合で、設定を受ける者は西大須賀の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして68ページでございます。DX-14番、西大須賀の田11筆、四谷の田1筆、計12筆、11, 786㎡について、利用権の設定をする者はかとり農業協同組合で、設定を受ける者は西大須賀の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。DX-15番、西大須賀の田2筆、1, 880㎡について、利用権の設定をする者はかとり農業協同組合で、設定を受ける者は西大須賀の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。DX-16番、西大須賀の田6筆、6, 145㎡について、利用権の設定をする者はかとり農業協同組合で、設定を受ける者は西大須賀の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。DX-17番、西大須賀の田1筆 四谷の田1筆、計2筆、1, 077㎡について、利用権の設定をする者はかとり農業協同組合で、設定を受ける者は西大須賀の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。DX-18番、官林の畑1筆、13, 987㎡について、利用権の設定をする者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は所の有限会社秀じい農場です。賃借権の設定で、再設定でございます。DX-19番、久井崎の畑2筆、2, 021㎡について、利用権の設定をする者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は久井崎の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして70ページでございます。利用権設定でございます。契約期間1年でございます。A-3番、長田の田5筆、5, 225㎡について、利用権の設定をする者は成田国際空港株式会社で、設定を受ける者は長田の■■さんです。賃借権の設定で、一部、新規設定、一部、再設定でございます。A-4番、長田の田1筆、3, 120㎡について、利用権の設定をする者は成田国際空港株式会社で、設定を受ける者は長田の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。A-5番、長田の田1筆、1, 743㎡について、利用権の設定をする者は成田国際空港株式会社で、設定を受ける者は長田の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。A-6番、小泉の畑1筆、1, 343㎡について、利用権の設定をする者は成田国際空港株式会社で、設定を受ける者は小泉の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。A-7番、高倉の田26筆、20, 569㎡について、利用権の設定をする者は成田国際空港株式会社で、設定を受ける者は野馬込の有限会社たくみの里です。賃借権の設定で、新規設定でございます。A-8番、幡谷の田3筆、5, 016㎡について、利用権の設定をする者は成田国際空港株式会社で、設定

を受ける者は大室の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。A-9番、幡谷の田6筆、13, 237㎡について、利用権の設定をする者は成田国際空港株式会社で、設定を受ける者は幡谷の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。A-10番、幡谷の田8筆、荒海の田3筆、計11筆、18, 250㎡について、利用権の設定をする者は成田国際空港株式会社で、設定を受ける者は荒海の■■さんです。賃借権の設定で、一部、新規設定、一部、再設定でございます。続きまして72ページでございます。A-11番、成毛の畑2筆、2, 740㎡について、利用権の設定をする者は成田国際空港株式会社で、設定を受ける者は大室の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。A-12番、十余三の畑2筆、2, 853㎡について、利用権の設定をする者は成田国際空港株式会社で、設定を受ける者は十余三の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。A-13番、十余三の畑5筆、3, 070㎡について、利用権の設定をする者は成田国際空港株式会社で、設定を受ける者は十余三の■■さんです。賃借権の設定で、一部、新規設定、一部、再設定でございます。A-1番、本三里塚の畑3筆、4, 964㎡について、利用権の設定をする者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は西三里塚の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。

以上計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である
1. 農用地利用集積計画の内容が成田市の基本構想に適合するもの、
2. 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件がみとめられるもの（耕作または養蓄を行う、農作業に常時従事する、効率的に利用すること）、3. 対象農地の関係権利者の同意が得られているものの各要件を満たしております。なお、新規設定については、対象農地を事務局において現地確認したところ、耕作されている農地でございます。

以上で議案第7号、平成22年度第1次農用地利用集積計画の決定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第7号、平成22年度第1次農用地利用集積計画の決定についてを採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第7号、平成22年度第1次農用地利用集積計画の決定については可決されました。

(8番 鵜澤恵治委員、11番 荒居稔委員、21番 清宮茂樹委員、25番 吉田三男委員 着席)

議 長

次に74ページでございます。

議案第8号、平成22年度農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定についてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局
(柿沼局長)

それでは、74ページをお開き願います。

議案第8号、平成22年度農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定についてでございます。

農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定にあたりましては、合併後三本立てであったものを、平成20年度に一本化し、将来的に千葉県農業会議が設定する千葉県農作業標準賃金及び機械作業標準料金に統一できるよう改定してまいりました。一部を除いては、ほぼ同額となり、アンケート結果とも差異がないため、今後は市独自の算定はせず、県農業会議の算定額を使用するものでございます。

75ページをお願いいたします。

平成22年度農作業標準賃金及び機械作業標準料金(案)でございます。まず、農作業標準賃金につきましては、県農業会議が算出した印旛地区の金額は前年度と同額ですが、本市については21年度の水田作業で1,300円、畑作業で600円低くなっております。しかし、印旛地区内で本市は賃金水準が特に低いということはありませんので、県農業会議が算出した額より低い金額を設定することに妥当な理由がないことから、2年をかけて県農業会議の標準料金にあわせますので、水田作業を9,300円 畑作業を7,900円とさせていただきます。ちなみに県の標準料金は水田作業が9,900円、畑作業が8,200円でございます。

次に、機械作業標準料金につきましては、変更になったものについて説明させていただきます。水田代かきロータリーですが、県農業会議でもロータリーは設定しておりません。水田代かきロータリーについて積算しても水田耕起トラクターの料金と同じになることから、水田耕起トラクターの料金を参考としていただくこととして、今後は設定しないこととするものです。

植付、田植え機ですが、21年度で県農業会議の標準料金より600円低くなっておりますので、2年間をかけて県の標準料金に合わせるため、400円増の7,400円とし、また、側条施肥につきましては、県農業会議は算定していないことから、今後は別途料金を設定せず、側条施肥は割増とするものでございます。ちなみに、21年度は、県は7,600円、成田市は7,000円、22年度は、県は7,700円、成田市の案は7,400円でございます。

畑耕起トラクターですが、県農業会議では畑の耕起について料金設定をしておりませんが、大栄地区の畑作地域で、ロータリー、サブソイラー、深耕ロータリーと設定していましたが、サブソイラー、深耕ロータリーにつきましては、受託者も限られていることから今後は設定しないことといたします。また、普通ロータリーについては、今後も積算による設定を行い、600円増の6,100円とするものです。

以上で議案第8号、平成22年度農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

事前審査では、農作業賃金について、田と畑の賃金差はどこから発生しているかとの質問がありましたが、千葉県農業会議の算定額に合わせるという趣旨のもと、採決の結果異議はございませんでした。質問について、事務局より後日回答があり、算定している千葉県農業会議に問い合わせたところ、昭和39年設定時の金額を基に、賃金の上昇率等を加味して現在に至っており、当時は機械化されていないため、田の作業の方が重労働であったことによる差とのことでした。千葉県農業会議には現在は機械化されているため、実情を反映させて欲しい旨の要望をしたとのことでした。

議 長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第8号、平成22年度農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定についてを採決いたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第8号、平成22年度農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定については可決されました。

次に76ページでございます。

議案第9号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

76ページをお開き願いたします。

議案第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。この法律は平成21年12月15日施行の農地法の改正により、相続や時効取得等農地法の許可を受ける必要のない権利取

得の届出制度でございます。

今回は時効取得による権利取得の届出が1件ございました。議案第2号の農業委員会事務局処務規定の専決事項で追加をしました「許可を要しない農地等の権利取得の届出」についてございますが事務局処務規定改正前の届出によるもので、総会で承認されますと受理通知を交付するものです。

以上で議案第9号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

時効取得とは何かとの質問がありました。自分が所有者だと思いながら、20年の間、平穩かつ公然に物を占有してきた場合には、占有者が所有権を取得することができるということでした。採決の結果異議はございませんでした。

議 長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(6番 龍崎委員の挙手あり)

議 長

龍崎委員

6番
(龍崎委員)

ただいま20年ですか、時効取得というお話がありましたが、時効取得の要件はいくつかあると思うんですが、それだけなんですか。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局
(柿沼局長)

ただ今のご質問にお答えいたします。民法第162条に自分が所有者だと思いながら平穩かつ公然に物を占有してきた場合には、占有者

がその物の所有権を取得する、とあります。これが時効取得の要件で
ございます。時効取得には二通りありまして、ひとつは所有者が占有
者の土地であると認め、権利書、印鑑証明等を渡し、共同申請により
登記するものです。もう一つは占有者が権利を主張しても所有者が納
得しない場合で、この場合は裁判をしてその確定判決で認められれば
時効取得となります。今回の場合は、誰もがこの土地は占有者の者で
あると認め、所有者も認め、登記されたものでございます。

(12番 金岡委員の挙手あり)

議 長

金岡委員

12番
(金岡委員)

時効の中断はなかったということですか。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局
(柿沼局長)

今回の場合はなかったようです。

議 長

その他ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第9号、農地法第3条の3
第1項の規定による届出についてを採決いたします。賛成の委員の挙
手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第9号、農地法第3条の3第1
項の規定による届出については承認されました。

次に、78ページでございます。

報告第2号、専決処分についてでございます。事務局の説明を願
います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

78ページをお開き願います。

報告第2号、専決処分についてでございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告いたします。

79ページでございます。

①農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今回は、4件の届出がございました。内容については記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので報告いたします。

次に80ページをお開き願います。

②農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今回は、80ページから81ページ6件の届出がありました。いずれも内容については記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので報告いたします。

次に82ページをお開き願います。

①転用事実確認証明でございます。今回は、4条が2件、5条が6件の証明願いがございました。事務局職員が転用事実について現地調査をしたところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付しましたので報告いたします。以上でございます。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長

(3番 鈴木委員)

特に質問等はございませんでした。

議 長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(4番 仲山委員の挙手あり)

議 長

仲山委員

4番
(仲山委員)

報告案件では小委員長報告は必要ないんじゃないですか。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局
(柿沼局長)

小委員会の調査報告なので総会で報告する必要があると思います。

議 長

その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第2号、専決処分については終了させていただきます。

次に、85ページでございます。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局
(柿沼局長)

85ページをお願いします。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。今回は、85ページから91ページまで合計25件の通知がございました。借借人及び貸貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約の通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受付いたしました。以上でございます。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いし

ます。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長 鈴木第4小委員長

第4小委員長 特に質問等はございませんでした。
(3番 鈴木委員)

議 長 ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質問等無いようですので、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知については終了させていただきます。

次に、92ページでございます。

報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用についてでございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 92ページをお開き願います。

(柿沼局長)

報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用についてでございます。届出及び事業計画書の提出がありましたので報告いたします。

①この申請は、農地法第5条第1項7号その他農林水産省令で定める、施行規則第53条第5号規定により農地法第5条の許可を要しないが、農業委員会に事業計画書を提出する規定でございます。成田市長から公共事業の施行にかかる廃土処理の事業届出が2件ございました。

②認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に転用するために農業委員会に事業計画書の提出があったものです。添付書類も含め完備しておりましたので、受領いたしましたので報告をするものでございます。

農地法施行規則第53条第14号の規定により、ソフトバンクモバ

イル株式会社より認定電気通信事業者の行う中継施設等を設置するための事業計画書の提出が2件ございました。以上でございます。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

特に質問等はございませんでした。

議 長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用については終了させていただきます。

次に、94ページでございます。

報告第5号、農地等の現況に関する照会についてでございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局
(柿沼局長)

報告第5号、農地等の現況に関する照会についてでございます。

千葉地方法務局成田出張所より農地等の現況に関する照会があったことについて回答しましたので、報告いたします。

千葉地方法務局成田出張所より照会のあった3件について、農業委員が現地調査を行った結果、議案書の記載内容のとおり回答しましたので報告いたします。以上でございます。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鈴木第4小委員長の挙手あり)

議 長

鈴木第4小委員長

第4小委員長
(3番 鈴木委員)

特に質問等はございませんでした。

議 長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第5号、農地等の現況に関する照会については終了させていただきます。

以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもちまして、成田市農業委員会第21回総会を閉会いたします。

(午後5時10分閉会)

(別紙様式1)

平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

都道府県名： 千葉県
農業委員会名： 成田市

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日の周知状況 ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

改善措置	
------	--

(2) 総会等が公開である旨の周知状況 ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

改善措置	
周知していない場合、その理由	

(3) 総会等の議事録の作製 ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	3週間
改善措置	

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(4) 議事録の内容 ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	
------	--

(5) 議事録の閲覧 ア 閲覧に供している イ 閲覧に供していない又は供していなかった

閲覧者の有無	有	件	<input checked="" type="radio"/> 無	
改善措置				

※ 閲覧者有りと答えた農業委員会については、件数を記入

2 事務に関する点検

(1) 農地の権利移動の許可等

(1年間の処理件数： 99 件、うち許可 98 件及び不許可 1 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書及び添付書類、聞き取り、農地基本台帳及び小作台帳による確認。事務局による現地調査。			
	是正措置	申請地の写真を農業委員が確認。			
総会等での審議	実施状況	許可申請書に記載された内容等を説明し、許可又は許可相当とするか否かを審議。			
	是正措置	許可基準の項目ごとに判断根拠を説明し、審議。			
申請者等への審議結果の通知	実施状況	申請者への結果通知を行った件数	99 件		
		通知した内容：許可又は不許可の通知			
		申請者への結果通知を行わなかった件数	1 件		
		通知しなかった理由：			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録の公開（事務局窓口での閲覧及びホームページ）により実施。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 15 日	処理期間(平均)	14 日
	是正措置	受付期間の最終日が土、日及び祝日の場合は、次の開庁日を受付期限とした。			

(2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数： 131 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書及び添付書類、聞き取り、農地基本台帳及び小作台帳による確認。委員及び事務局による現地調査。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	申請書に記載された内容等を説明し、許可相当であるか否かを審議。			
	是正措置	申請書に記載された内容及び許可基準の項目ごとに判断根拠を説明し、許可相当であるか否かを審議。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録の公開（事務局窓口での閲覧及びホームページ）により実施。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 15 日	処理期間(平均)	14 日
	是正措置	受付期間の最終日が土、日及び祝日の場合は、次の開庁日を受付期限とした。			

(3) 遊休農地に対する指導等

点検項目	実施状況		
管内の要活用農地の面積及び筆数	面積 55 ha	筆数 585 筆	
要活用農地への指導の件数及び改善状況	指導件数 1 件	指導面積 0.27 ha	指導対象者 1 人
	改善状況	文書による指導を実施したが、未だ改善されていない。	
指導を行わなかった要活用農地の面積及び筆数並びにその理由	面積 54 ha	筆数 584 筆	対象者 324人
	理由	作付までは至っていないが、おおむね管理がなされているため。	
要活用農地のうち遊休農地の指導の開始に際し定めた、市町村長に対し特定遊休農地である旨の通知を行う期日が到来しているものの面積及び筆数並びに市町村長に対する要請の状況	面積 - ha	筆数 - 筆	対象者 - 人
	要請の状況 (要請していないものがある場合はその理由)		

(4) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	13 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	8 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	5 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	1 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	4 法人
	提出しなかった理由	不明
	対応方針	再度督促を行う予定
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地の権利移動の許可等	
農地転用に関する事務	
遊休農地に対する指導等	
農業生産法人からの報告への対応	
その他法令事務に関するもの	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

現 状	農家数	2,841 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	738 戸	333 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	10 法人			
課 題	認定農業者の経営体数については増加傾向にあるが、経営者の高齢化が進んでいる一方で、若年層の経営者が少ないのが現状である。また、各経営体ごとの請け負う経営面積が増えており、認定農業者だけでは今後の地域農業を支えられなくなることが予想され、新たな担い手の確保が求められている。				
平成23年度までの目標	認定農業者		特定農業法人		特定農業団体
		348 経営		0 法人	0 団体

(2) 平成21年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	5 経営	0 法人	0 団体
実 績 ②	9 経営	0 法人	0 団体
達 成 率 ①/②	180 %	%	%
累 計	342 経営	0 法人	0 団体

※ 累計は、(1)の現状の認定農業者等の数と実績の数の合計

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	認定農業者等の担い手の育成・確保を図るため、関係機関と連携し、新規就農者や規模拡大希望者に対する支援等を実施。また、女性農業者や後継者の育成のため、家族経営協定の締結および共同申請の推進に努める。	集落営農を組織化し、地域の担い手として位置づけられる特定農業法人の設立を推進するため、地域農業を担うリーダーの育成に努め、また各種研修会等に参加し、地域の組織化に向けた取り組みを行う。	
活動実績	認定農業者等の担い手の育成・確保を図るため、関係機関と連携し、新たな認定農業者の掘り起こし活動を実施した。また、農業委員自ら認定農業者となって、制度の普及活動に努めた。	集落営農の組織化に向けた取り組みを推進し、各種研修などに積極的に参加し、地域の組織化に努めた。	

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	適正であった	適正であった	
活動に対する評価の案	適正であった	適正であった	

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等			
活動の評価案に対する意見等			

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価			
活動に対する評価			

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,770 ha	1,520 ha	22.5 %
課 題	認定農業者に対する利用集積面積は、1456.9haとなっており、全体の95%以上を占めているが、今後育成すべき農業者に対する利用集積面積は減少傾向にある。認定農業者の経営面積が増加し、農地の効率的な利用が進む一方で、条件の悪い農用地の遊休化が進んでおり、今後の地域農業を支える新たな担い手の育成、および農地の利用集積活動の推進が求められる。		
平成23年度までの目標	これまでの集積面積	目標	合計
	1,520 ha	60 ha	1,580 ha

(2) 平成21年度の目標及び実績

目 標	実 績	達成状況	累 計
20 ha	25 ha	125 %	1,545 ha

※ 累計は、(1)のこれまでの集積面積と実績の面積の合計

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農業委員によるあっせんや、(財)成田市農業センター等の農地保有合理化法人による農地の利用調整活動に対する支援を行い、規模拡大に必要な農地利用集積の促進及び、ヤミ小作の解消に努める。
活動実績	(財)成田市農業センター等の農地保有合理化法人による農地の利用調整活動に対する情報提供等の支援を行い、また、積極的に農業委員によるあっせんを実施するなど、農地の利用集積推進に努めた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	適正であった。
活動に対する評価の案	適正であった。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	
活動に対する評価	

3 耕作放棄地の解消

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

現 状	管内の農地面積	耕作放棄地の面積	耕作放棄地率
	6,770 ha	335 ha	4.9 %
課 題	本市における耕作放棄地は、谷津田等の耕作条件の悪い土地を中心として各地域に点在しており、今後は後継者のない高齢農家の廃業や、相続等による不在地主の発生等の要因から、さらなる増加が懸念されている。		
平成23年度までの目標	これまでの解消面積	目標	合計
	0 ha	335 ha	335 ha

(2) 平成21年度の目標及び実績

目 標	実 績	達成状況	累 計
335 ha	3.2 ha	1 %	3.2 ha

※ 累計は、(1)のこれまでの解消面積と実績の面積の合計

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	所有者等の意向をふまえ、地域の担い手への利用集積を図ることを核とし、田においては、転作作物の奨励等による農業上の活用を図り、畑については、保全管理を中心としながらも、収益性の高い農産物の作付を奨励するとともに、景観作物などの作付を含めて幅広く活用を検討し、併せて、耕作放棄地再生利用交付金の情報提供に努める。また、地域ごとに農業委員が中心となってモデル事業として耕作放棄地解消を実施する。
活動実績	農業委員自ら、地域の耕作放棄地解消に向けたモデル事業を実施するとともに、国の解消対策交付金等の制度の周知徹底に努めた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	市の「耕作放棄地解消計画」との整合性を図るため、単年度で全耕作放棄地を解消する目標としたが、現実とはかけ離れているため、過大な目標であった。
活動に対する評価の案	目標値が高かったこともあり、達成率は低いが、農業委員活動による耕作放棄地の解消モデル事業を行うなど、農業委員会活動の活性化に結びつき適正であった。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	
活動に対する評価結果	

4 違反転用への適正な対応

(1) 違反転用の状況

違反転用の状況	件数 12 件	面積 4.2 ha	住宅・建物 4 件 残土・産廃 5 件 その他 3 件
---------	---------	-----------	-----------------------------------

(2) 平成21年度の目標及び実績

目 標	1. 広報・啓発活動により、農地違反転用を未然に防止する。 2. 農地違反転用の早期発見、是正に努める。
実 績	1. 広報・啓発活動により、農地違反転用を未然に防止した。 2. 農地違反転用の早期発見、是正に努めた。

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	1. 農地違反転用防止対策強化特別月間(7月1日～9月30日)に合わせて、「広報なりた」により違反転用の防止を周知する。 2. 農地違反転用防止リーフレットの配布。 3. 農地違反転用防止パトロールの実施。 4. 農地違反転用通報に対しては、迅速に現地調査・事情聴取等を行い、早期に是正指導を行う。
活動実績	1. 農地違反転用防止対策強化特別月間(7月1日～9月30日)に合わせて、「広報なりた」により違反転用の防止を周知した。 2. 農地違反転用防止リーフレットを配布した。 3. 農地違反転用防止パトロールを実施した。 4. 農地違反転用通報に対しては、迅速に現地調査・事情聴取等を行い、早期に是正指導を行った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	適正であった。
活動に対する評価の案	適正であったが、継続的な活動により、更に違反転用の防止を図っていく必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	
活動に対する評価結果	

5 農地パトロール

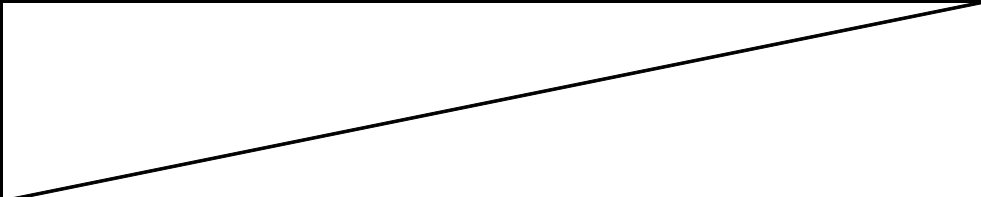
(1) 平成21年度の活動計画及び活動実績

<p>活動計画 (実施時期、体制、 実施回数等)</p>	<p>1. 県・市合同巡回パトロール 年1回 2. 農地違反転用防止パトロール 毎月4回 (内訳) ①事務局職員(毎月2回) ②農業委員及び事務局職員(毎月2回) 3. 農業委員が各々自主的なパトロールを実施する。</p>
<p>活動実績</p>	<p>1. 県・市合同巡回パトロール 年1回 2. 農地違反転用防止パトロール 毎月4回 (内訳) ①事務局職員(毎月2回) ②農業委員及び事務局職員(毎月2回) 3. 農業委員が各々自主的なパトロールを実施した。</p>

(2) 評価の案

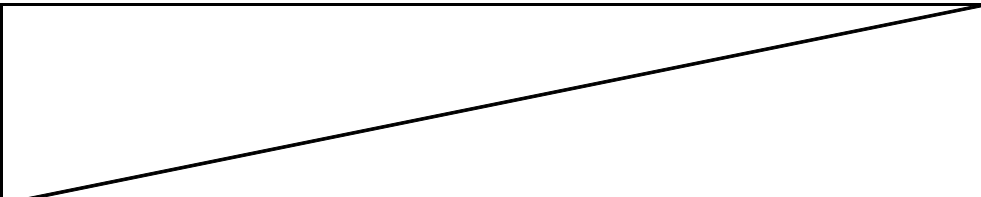
<p>活動に対する 評価の案</p>	<p>農地パトロールにより、違反転用を早期発見し、早期是正や許可申請の指導することができた。また、委員各々が自主的なパトロールを実施して結果を報告することにより、委員の意識向上が図られたため適正であった。</p>
------------------------	--

(3) 地域の農業者等からの意見等

<p>活動の評価案に 対する意見等</p>	
---------------------------	--

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

<p>活動に対する 評価結果</p>	
------------------------	--

6 農地情報の整備と共有化

(1) 平成21年度の活動計画及び活動実績

農地基本台帳の情報の更新に関する活動計画	毎月の総会案件をはじめ、農地の権利移動については随時補正を行うこととする。また、相続等の農業委員会の許可を要しない権利移動については、毎年1回以上固定資産税台帳や、住民基本台帳との照合作業により把握、確認を行う。
農地基本台帳の情報の更新に関する活動実績	毎月の総会案件をはじめ、農地の権利移動については随時補正を行った。また、相続等の農業委員会の許可を要しない権利移動や住民基本台帳の異動については、11月に固定資産税台帳及び住民基本台帳との照合作業により把握、確認を行った。
共有化に関する活動計画	関係機関との連携を図りながら、GIS(地理情報システム)化を含めた共有化について検討する。
共有化に関する活動実績	関係機関との連携を図りながら、GIS(地理情報システム)化を含めた共有化について検討した。

(2) 評価の案

農地基本台帳の情報の更新に関する活動に対する評価の案	適正であった
共有化に関する活動に対する評価の案	個人情報保護等の問題から、検討が進まない状況ではあるが、概ね適正であった。

(3) 地域の農業者等からの意見等

農地基本台帳の情報の更新に関する活動の評価案に対する意見	
共有化に関する活動の評価案に対する意見	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

農地基本台帳の情報の更新に関する活動に対する評価結果	
共有化に関する活動に対する評価結果	

(別紙様式2)

平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案) 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

現 状	農家数	2,841 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	738 戸	342 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	10 法人			
課 題	認定農業者の経営体数については増加傾向にあるが、経営者の高齢化が進んでいる一方で、若年層の経営者が少ないのが現状である。また、各経営体ごとの請け負う経営面積が増えており、認定農業者だけでは今後の地域農業を支えられなくなることが予想され、新たな担い手の確保が求められている。				
平成23年度までの目標	認定農業者	特定農業法人		特定農業団体	
	348 経営	0 法人		0 団体	

※ 初年度は、平成23年度までの目標については記入不要

(2) 平成22年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
平成23年度までの目標案	経営	法人	団体
目 標 案	3 経営	0 法人	0 団体
活動計画案	認定農業者等の担い手の育成・確保を図るため、関係機関と連携し、新規就農者や規模拡大希望者に対する支援等を実施。また、女性農業者や後継者の育成のため、家族経営協定の締結および共同申請の推進に努める。	集落営農を組織化し、地域の担い手として位置づけられる特定農業法人の設立を推進するため、地域農業を担うリーダーの育成に努め、また各種研修会等に参加し、地域の組織化に向けた取り組みを行う。	

※1 目標案は、当該年度における認定農業者等担い手の増加目標数

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

※3 平成23年度までの目標案は、平成23年度末の担い手数の目標案とし、初年度のみ記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

平成23年度までの目標案に対する意見等	
目標案に対する意見等	
活動計画案に対する意見等	

※1 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

※2 平成23年度までの目標案に対する意見の募集は初年度のみ

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成22年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
平成23年度までの目標	経営	法人	団体
目 標	経営	0 法人	0 団体
活動計画			

※ 平成23年度までの目標は初年度のみ記入

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6, 770 ha	1, 545 ha	22.8 %
課 題	認定農業者に対する利用集積面積は、1480haとなっており、全体の95%以上を占めている。市全体として、認定農業者の経営面積が増加し、農地の効率的な利用が進む一方で、条件の悪い農用地の遊休化が進んでおり、今後の地域農業を支える新たな担い手の育成、および農地の利用集積活動の推進が求められる。		
平成23年度までの目標	これまでの集積面積	目 標	合 計
	1, 545 ha	35 ha	1, 580 ha

※ 初年度は、平成23年度までの目標については記入不要

(2) 平成22年度の目標案及び活動計画案

平成23年度までの目標案	集積面積 _____ ha
目 標 案	集積面積 20 ha
活動計画案	農業委員によるあっせんや、(財)成田市農業センター等の農地保有合理化法人による農地の利用調整活動に対する支援を行い、規模拡大に必要な農地利用集積の促進及び、ヤミ小作の解消に努める。

※1 目標案は、当該年度における担い手への農地の利用集積の目標面積

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

※3 平成23年度までの目標案は、平成23年度末の集積面積の目標案とし、初年度のみ記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

平成23年度までの目標案に対する意見	
目標案に対する意見等	
活動計画案に対する意見等	

※1 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

※2 平成23年度までの目標案に対する意見の募集は初年度のみ

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成22年度の目標及び活動計画

平成23年度までの目標	集積面積 _____ ha
目 標	集積面積 _____ ha
活動計画	

※ 平成23年度までの目標は初年度のみ記入

3 耕作放棄地の解消

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

現 状	管内の農地面積	耕作放棄地の面積	耕作放棄地率
	6,770 ha	332 ha	4.9 %
課 題	本市における耕作放棄地は、谷津田等の耕作条件の悪い土地を中心として各地域に点在しており、今後は後継者のない高齢農家の廃業や、相続等による不在地主の発生等の要因から、さらなる増加が懸念されている。		
平成23年度までの目標	これまでの解消面積	目標	合 計
	3.2ha	6.8 ha	10 ha

※ 初年度は、平成23年度までの目標については記入不要

(2) 平成22年度の目標案及び活動計画案

平成23年度までの目標案	解消面積	10 ha
目 標 案	解消面積	3.4 ha
活動計画案	所有者等の意向をふまえ、地域の担い手への利用集積を図ることを核とする。戸別所得補償制度等の新たな国の事業への対応を含め、農地が有効利用されるように推進するとともに、適正な管理が行われていない場合においては、指導を行っていく。	

※1 目標案は、当該年度における耕作放棄地の解消の目標面積

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

※3 平成23年度までの目標案は、平成23年度末の解消面積の目標案とし、初年度のみ記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

平成23年度までの目標案に対する意見	
目標案に対する意見等	
活動計画案に対する意見等	

※1 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

※2 平成23年度までの目標案に対する意見の募集は初年度のみ

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成21年度の目標及び活動計画

平成23年度までの目標	解消面積	ha
目 標	解消面積	ha
活動計画		

※ 平成23年度までの目標は初年度のみ記入

4 違反転用への適正な対応

(1) 違反転用の状況

違反転用の状況	件数 12 件	面積 4.2 ha	住宅・建物 4 件 残土・産廃 5 件 その他 3 件
---------	---------	-----------	-----------------------------------

(2) 平成22年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	1. 広報・啓発活動により、農地違反転用を未然に防止する。 2. 農地違反転用の早期発見、是正に努める。
活動計画案	1. 農地違反転用防止対策強化特別月間(7月1日～9月30日)に合わせて、「広報なりた」により違反転用の防止を周知する。 2. 農地違反転用防止リーフレットの配布。 3. 農地違反転用防止パトロールの実施。 4. 農地違反転用通報に対しては、迅速に現地調査・事情聴取等を行い、早期に是正指導を行う。

※ 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	
活動計画案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成22年度の目標及び活動計画

目 標	
活動計画	

5 農地パトロール

(1) 平成22年度の活動計画案

活動計画案 (実施時期、体制、 実施回数等)	1. 県・市合同巡回パトロール 年1回 2. 農地違反転用防止パトロール 毎月4回 (内訳) ①事務局職員(毎月2回) ②農業委員及び事務局職員(毎月2回) 3. 農業委員が各々自主的なパトロールを実施する。
------------------------------	--

※ 活動計画案は、詳細かつ具体的に記入

(2) 地域の農業者等からの意見等

活動計画案に対する 意見等	
------------------	--

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(3) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成22年度の活動計画

活動計画 (実施時期、体制、 実施回数等)	
-----------------------------	--

6 農地情報の整備と共有化

(1) 平成22年度の活動計画案

農地基本台帳の情報の 更新に関する活動計画案	毎月の総会案件をはじめ、農地の権利移動については随時補正を行うこととする(相続等による届出で登記済みであることの確認がとれたものを含む)。また、農業委員会の許可を要しない権利移動や住民基本台帳の異動については、年2回、固定資産税台帳及び住民基本台帳との照合作業により把握、確認を行う。
共有化に関する活動計画案	関係機関との連携を図りながら、GIS(地理情報システム)化を含めた共有化について検討する。

※ 活動計画案は、詳細かつ具体的に記入

(2) 地域の農業者等からの意見等

農地基本台帳の情報の更新に 関する活動計画案に対する意見等	
共有化に関する活動計画案に 対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(3) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成22年度の活動計画

農地基本台帳の情報の更新に 関する活動計画	
共有化に関する活動計画	